

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年5月25日
<b>【発行者名】</b>	アライアンス・バーンスタイン株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 山本 誠一郎
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号丸の内トラストタワー本館
<b>【事務連絡者氏名】</b>	北川 勤 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号丸の内トラストタワー本館
<b>【電話番号】</b>	0 3 5 9 6 2 9 1 6 5
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり） アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】</b>	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり） 1兆円を上限とします。 アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし） 1兆円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年11月29日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 【訂正の内容】

### 第二部【ファンド情報】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。下線部分が訂正部分を示します。

#### 第1【ファンドの状況】

##### 1【ファンドの性格】

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

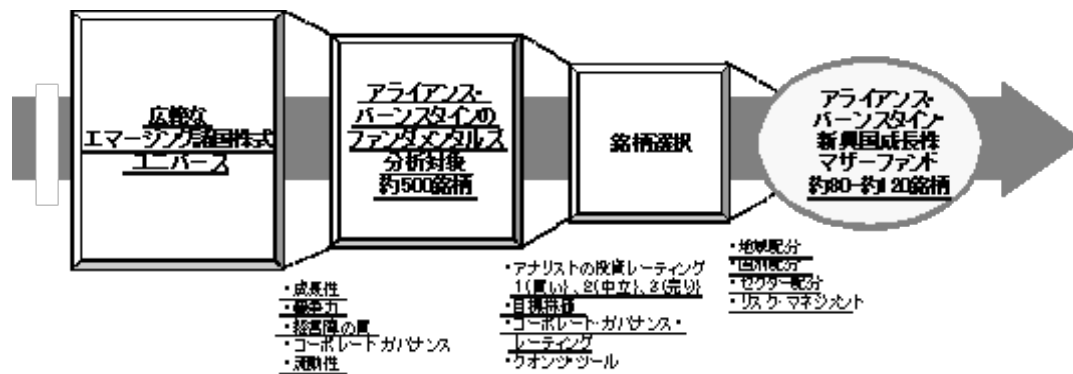
ファンドの特色

< 訂正前 >

a.（省略）

b.（省略）

< 運用のプロセス >



（平成23年9月末現在）

世界各地に配置されたアライアンス・バーンスタイン<sup>\*1</sup>のグロース株式のアナリストが徹底した現地調査を行い、企業の成長性や競争力、コーポレート・ガバナンス<sup>\*2</sup>等を精査します。

アナリストは、ファンダメンタルズ分析に基づき個別銘柄の投資レーティングや目標株価を決定するとともに、コーポレート・ガバナンス・レーティング<sup>\*2</sup>の付与を行います。

エマージング諸国市場グロース株式運用の責任者、欧州/中東/アフリカ、アジア、中南米の各地域の担当者、およびインベストメント・アドバイザー・メンバーから成る運用チームが、アナリストの調査・分析を基にポートフォリオを構築します。

個別銘柄の選定はアナリストの投資レーティングやコーポレート・ガバナンス・レーティング等に基づき行われます。

ポートフォリオ全体のリスク管理等は、上記の運用チームが中心となって行います。

<sup>\*1</sup> アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

<sup>\*2</sup> コーポレート・ガバナンスとは、企業統治と訳され、一般的に「企業活動を律する枠組み」のことをいいます。アライアンス・バーンスタインではエマージング諸国株式の調査・分析においてコーポレート・ガバナンスを重視しており、情報開示、会計基準、取締役構成、企業倫理等の項目について評価し、3段階のレーティングを付与します。

（平成23年10月末現在）

c.（省略）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタインは、総額約4,020億米ドル（平成23年9月末現在、約31.0兆円<sup>\*</sup>）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界23カ国45都市（平成23年9月末現在）に拠点を有しています。

<sup>\*</sup> 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=77.08円（平成23年9月30日のWMロイター）を用いております。

d. ~ f.（省略）

（省略）

< 訂正後 >

- a. (省略)  
b. (省略)

<運用のプロセス>（平成24年3月末現在）



世界各地に配置されたアライアンス・バーンスタインのグローブ株式のアナリストが徹底した現地調査を行い、企業の成長性や競争力、コーポレート・ガバナンス等を精査します。

アナリストは、長期的視点に立って企業の業績予想を行います。企業分析にあたっては、コーポレート・ガバナンス、カントリー・ガバナンスの要素を考慮します。

経験豊富な3名のポートフォリオ・マネージャーと2名のインベストメント・アドバイザー・メンバーから成る運用チームが、アナリストのベスト・アイデアを基に、リサーチ・セクター・ヘッドの見解、マクロ経済や政治情勢、ポートフォリオ全体のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

ポートフォリオ全体のリスク管理等は、上記の運用チームが中心となって行います。

\* アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

- c. (省略)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタインは、総額約4,059億米ドル（平成23年12月末現在、約31.2兆円<sup>\*</sup>）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界23カ国46都市（平成23年12月末現在）に拠点を有しています。

\* 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=76.94円（平成23年12月31日のWMロイター）を用いております。

- d. ~ f. (省略)  
(省略)

### (3) ファンドの仕組み

委託会社等の概況

<訂正前>

- a. 資本金の額  
(省略)（平成23年10月末現在）
- b. (省略)
- c. 大株主の状況  
(平成23年10月末現在)  
(表 省略)

<訂正後>

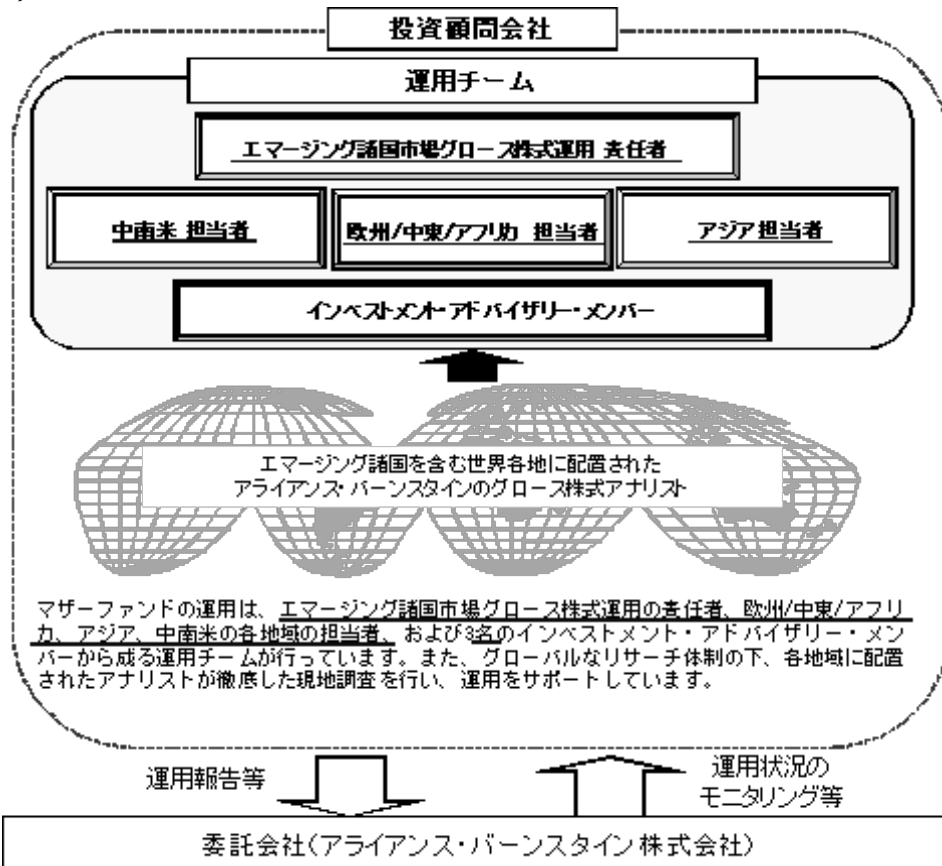
- a. 資本金の額  
(省略)（平成24年3月末現在）
- b. (省略)
- c. 大株主の状況  
(平成24年3月末現在)  
(表 省略)

## 2【投資方針】

### (3) 運用体制

<訂正前>

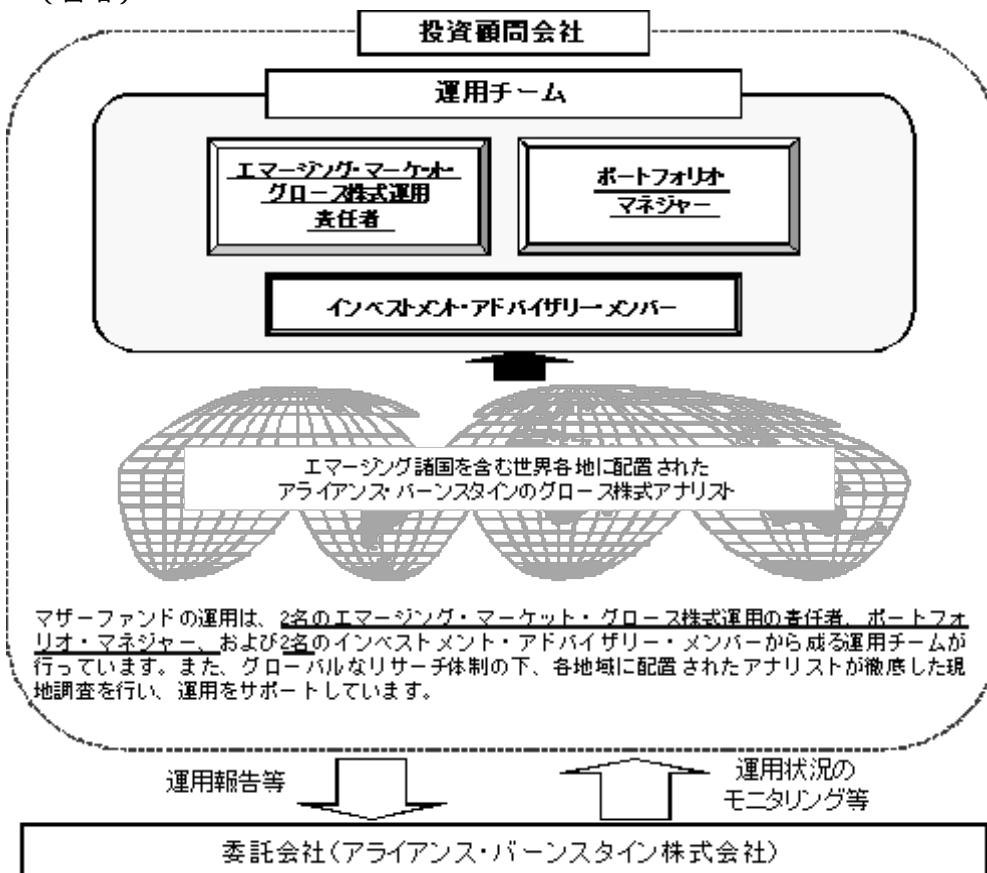
(省略)



上記の運用体制は平成23年10月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

&lt;訂正後&gt;

(省略)



上記の運用体制は平成24年3月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

#### (4) 分配方針

## &lt;訂正前&gt;

収益分配方針

（省略）

～（省略）

## &lt;訂正後&gt;

収益分配方針

（省略）

（収益分配金に関する留意事項）

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

～（省略）

## (5) 投資制限

## &lt;訂正前&gt;

（省略）

（参考）アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンドの投資方針等

（省略）

平成23年10月末現在、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドはありません。

## &lt;訂正後&gt;

（省略）

（参考）アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンドの投資方針等

（省略）

平成24年3月末現在、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドはありません。

## 3【投資リスク】

## (2) 投資リスクの管理体制

## &lt;訂正前&gt;

投資顧問会社におけるリスク管理

運用チームが常時、ポートフォリオをモニターし、そのリスク管理を行っています。運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。運用にあたってはアナリストが投資レーティングを「買い」とした銘柄を中心に組入れていますが、各アナリストの投資レーティングの結果は全社的にモニターし、評価しています。

また、リーガル・コンプライアンス部、チーフ・オペレーティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサーらがその委員となるリスク管理委員会を設置し、運用チームとは独立したリスク管理を行っています。

（省略）

## &lt;訂正後&gt;

投資顧問会社におけるリスク管理

運用チームが常時、ポートフォリオをモニターし、そのリスク管理を行っています。運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。また、リーガル・コンプライアンス部、チーフ・オペレーティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサーらがその委員となるリスク管理委員会を設置し、運用チームとは独立したリスク管理を行っています。

（省略）

#### 4【手数料等及び税金】

##### (5) 課税上の取扱い

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」を、以下の内容に更新します。

##### <更新後>

###### 個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

###### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

###### 個人・法人別の課税の取扱い

- a. 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、10%（所得税7%および住民税3%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、10%（所得税7%および住民税3%）の税率<sup>\*</sup>により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、10%（所得税7%および住民税3%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告は不要となります。

<sup>\*</sup>平成24年12月31日まで適用される税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および住民税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となる予定です。

(ロ) 損益通算について

上場株式等の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当金・収益分配金を損益通算できます。なお、その年で控除しきれない損失については、翌年以後3年間にわたり繰越控除ができます。

- b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収されます。住民税は課せられません。源泉徴

収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

\*平成24年12月31日まで適用される税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）、平成50年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となる予定です。

上記は平成24年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

## 5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を、以下の内容に更新します。

## &lt;更新後&gt;

## (1) 投資状況

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 A コース（為替ヘッジあり）

2012年3月30日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	1,126,031,858	99.62
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,230,012	0.37
合計（純資産総額）	-	1,130,261,870	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 B コース（為替ヘッジなし）

2012年3月30日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	10,725,805,984	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	6,793,637	0.06
合計（純資産総額）	-	10,719,012,347	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド

2012年3月30日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	カナダ	64,550,486	0.52
	イギリス	220,194,330	1.79
	スイス	155,112,937	1.26
	バミューダ	452,362,179	3.69
	香港	1,171,827,257	9.56
	シンガポール	174,686,943	1.42
	タイ	43,030,288	0.35
	ルクセンブルク	34,884,131	0.28
	インドネシア	220,624,950	1.80
	メキシコ	664,994,648	5.42
	ブラジル	1,903,816,967	15.53
	チリ	342,384,850	2.79
	韓国	1,520,570,492	12.41
	台湾	460,929,571	3.76
	トルコ	55,122,414	0.44
	インド	1,030,046,751	8.40
	コロンビア	120,961,275	0.98
	キプロス	45,744,997	0.37
	ペルー	52,639,933	0.42
	ポルトガル	3,069,557	0.02
	南アフリカ	558,230,246	4.55
	ロシア	976,092,576	7.96
	中国	133,271,178	1.08
	ケイマン	1,429,717,997	11.66
	ジャージー	10,496,259	0.08
	ガーンジー	43,183,908	0.35
英ヴァージン諸島	68,236,546	0.55	
アラブ首長国連邦	30,799,716	0.25	
マン島	13,233,240	0.10	
小計		12,000,816,622	97.94
オプション証券等	ドイツ	1,286,661	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	250,059,882	2.04
合計（純資産総額）	-	12,252,163,165	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 投資資産

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 A コース（為替ヘッジあり）

投資有価証券の主要銘柄

2012年3月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	種類/業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド	その他	924,872,163	1.1118	1,028,364,089	1.2175	1,126,031,858	99.62

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。



## 種類別及び業種別の投資比率

2012年3月30日現在

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.62
合計		99.62

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件  
該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はございません。

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）  
投資有価証券の主要銘柄

2012年3月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	種類/業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド	その他	口	円	円	円	円	%
					8,809,696,907	1.1183	9,852,008,226	1.2175	10,725,805,984	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別及び業種別の投資比率

2012年3月30日現在

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.06
合計		100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件  
該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はございません。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド  
投資有価証券の主要銘柄

2012年3月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体製造装置	8,336	53,795.00	448,435,120	92,800.00	773,580,800	6.31
2	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	電気通信サービス	191,432	1,982.42	379,499,161	2,029.27	388,467,425	3.17
3	香港	株式	CNOOC LTD	エネルギー	2,172,000	162.50	352,969,113	168.43	365,837,779	2.98
4	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	1,220,400	283.28	345,718,879	297.29	362,822,479	2.96
5	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	1,515,821	194.98	295,568,724	233.79	354,395,918	2.89
6	ブラジル	株式	ITAUSA INVESTIMENTOS ITAU PREF	銀行	602,837	423.03	255,022,958	518.64	312,661,410	2.55
7	韓国	株式	KT&G CORP	食品・飲料・タバコ	52,320	5,500.46	287,784,556	5,684.00	297,386,880	2.42
8	ロシア	株式	SBERBANK-SPONSORED ADR	銀行	277,734	979.70	272,097,332	1,045.45	290,358,898	2.36
9	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	ソフトウェア・サービス	145,510	1,811.63	263,611,252	1,848.74	269,010,739	2.19
10	ケイマン	株式	BAIDU INC-SPON ADR	ソフトウェア・サービス	22,190	11,528.79	255,823,878	12,033.43	267,021,987	2.17
11	香港	株式	HANG LUNG PROPERTIES LTD	不動産	875,000	301.68	263,974,787	299.41	261,987,250	2.13
12	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO S.A.-PREF ADR	エネルギー	123,292	2,140.22	263,872,941	2,094.20	258,198,254	2.10
13	ケイマン	株式	SANDS CHINA LTD	消費者サービス	774,000	261.71	202,563,768	320.57	248,124,276	2.02
14	ブラジル	株式	VALE SA-SP PREF ADR	素材	131,060	2,039.13	267,248,888	1,847.63	242,150,545	1.97
15	ケイマン	株式	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	小売	1,632,000	149.31	243,674,998	148.12	241,731,840	1.97
16	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	288,070	764.86	220,335,179	826.36	238,050,101	1.94
17	ロシア	株式	NOVATEK OAO-SPONS GDR	エネルギー	20,770	11,379.20	236,346,098	10,840.86	225,164,682	1.83
18	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	194,435	1,072.92	208,613,711	1,080.21	210,031,797	1.71
19	ロシア	株式	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS	食品・生活必需品小売り	77,420	2,069.46	160,217,918	2,375.29	183,895,029	1.50
20	ブラジル	株式	TELEF BRASIL-PREF ADR	電気通信サービス	71,530	2,259.40	161,615,103	2,521.58	180,369,275	1.47
21	シンガポール	株式	OLAM INTERNATIONAL LTD	食品・生活必需品小売り	1,142,000	154.56	176,512,783	152.96	174,686,943	1.42

22	メキシコ	株式	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O SER	銀行	464,718	298.99	138,948,358	366.25	170,204,268	1.38
23	ブラジル	株式	BANCO SANTANDER BRASIL-ADS	銀行	209,003	832.87	174,073,056	771.76	161,301,012	1.31
24	ケイマン	株式	FOCUS MEDIA HOLDING-ADR	メディア	80,540	2,500.59	201,398,260	1,980.77	159,531,940	1.30
25	チリ	株式	ENERGIS S.A. -SPONS ADR	公益事業	93,610	1,638.86	153,414,489	1,665.16	155,876,507	1.27
26	スイス	株式	FINANCIERE RICHEMONT-DEP REC	耐久消費財・アパレル	306,500	481.11	147,460,306	506.07	155,112,937	1.26
27	ブラジル	株式	LOCALIZA RENT A CAR	運輸	97,774	1,188.38	116,193,154	1,517.61	148,383,289	1.21
28	ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	62,600	1,911.70	119,672,432	2,285.28	143,058,528	1.16
29	南アフリカ	株式	FIRSTSTRAND LTD	各種金融	521,430	213.29	111,217,525	256.07	133,527,794	1.08
30	中国	株式	IND & COMM BANK OF CHINA-H	銀行	2,555,075	53.85	137,596,409	52.15	133,271,178	1.08

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 種類別及び業種別の投資比率

2012年3月30日現在

国内/外国	種類 / 業種	投資比率(%)
外国	株式	97.94
	銀行	16.32
	エネルギー	11.20
	半導体・半導体製造装置	10.01
	ソフトウェア・サービス	6.09
	食品・飲料・タバコ	5.85
	素材	5.58
	電気通信サービス	5.06
	消費者サービス	4.20
	食品・生活必需品小売り	4.15
	資本財	3.52
	不動産	3.36
	耐久消費財・アパレル	3.27
	保険	2.96
	運輸	2.77
	小売	2.73
	メディア	2.32
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.99
	公益事業	1.94
	自動車・自動車部品	1.85
	各種金融	1.57
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.86
	家庭用品・パーソナル用品	0.23
	オプション証券等	0.01
合計		97.95

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はございません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

### (3) 運用実績

#### アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）

##### 純資産の推移

2012年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	（2006年8月31日）	8,625	8,625	12,002	12,002
第2期計算期間末	（2007年8月31日）	5,476	5,543	15,347	15,533
第3期計算期間末	（2008年9月1日）	3,209	3,209	13,596	13,596
第4期計算期間末	（2009年8月31日）	2,380	2,380	11,367	11,367
第5期計算期間末	（2010年8月31日）	2,194	2,231	12,847	13,067
第6期計算期間末	（2011年8月31日）	1,116	1,141	12,851	13,131
2011年 3月末日		1,583	-	15,092	-
2011年 4月末日		1,526	-	15,697	-
2011年 5月末日		1,398	-	15,113	-
2011年 6月末日		1,314	-	14,822	-
2011年 7月末日		1,307	-	14,938	-
2011年 8月末日		1,116	-	12,851	-

2011年 9月末日	985	-	11,147	-
2011年 10月末日	1,089	-	12,643	-
2011年 11月末日	1,028	-	11,303	-
2011年 12月末日	1,005	-	11,140	-
2012年 1月末日	1,116	-	12,389	-
2012年 2月末日	1,172	-	13,309	-
2012年 3月末日	1,130	-	12,923	-

- (注1) 表中の分配落の数値は、外国税額控除後の場合があります。  
(注2) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。  
(注3) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

## 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間(2005年8月17日～2006年8月31日)	0
第2期計算期間(2006年9月1日～2007年8月31日)	200
第3期計算期間(2007年9月1日～2008年9月1日)	0
第4期計算期間(2008年9月2日～2009年8月31日)	0
第5期計算期間(2009年9月1日～2010年8月31日)	220
第6期計算期間(2010年9月1日～2011年8月31日)	280
第7期中間計算期間(2011年9月1日～2012年2月29日)	-

## 収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(2005年8月17日～2006年8月31日)	20.0
第2期計算期間(2006年9月1日～2007年8月31日)	29.4
第3期計算期間(2007年9月1日～2008年9月1日)	11.4
第4期計算期間(2008年9月2日～2009年8月31日)	16.4
第5期計算期間(2009年9月1日～2010年8月31日)	15.0
第6期計算期間(2010年9月1日～2011年8月31日)	2.2
第7期中間計算期間(2011年9月1日～2012年2月29日)	3.6

- (注) 収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

## アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)

## 純資産の推移

2012年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額(百万円)		1万口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2006年8月31日)	83,344	83,944	13,093	13,187
第2期計算期間末	(2007年8月31日)	57,147	58,084	17,187	17,469
第3期計算期間末	(2008年9月1日)	34,834	34,834	14,606	14,606
第4期計算期間末	(2009年8月31日)	19,652	19,652	10,149	10,149
第5期計算期間末	(2010年8月31日)	15,939	16,242	10,493	10,693
第6期計算期間末	(2011年8月31日)	10,976	10,976	9,690	9,690
2011年 3月末日		15,435	-	12,143	-
2011年 4月末日		15,418	-	12,462	-
2011年 5月末日		14,237	-	11,794	-
2011年 6月末日		13,560	-	11,535	-
2011年 7月末日		12,965	-	11,216	-
2011年 8月末日		10,976	-	9,690	-
2011年 9月末日		9,301	-	8,391	-
2011年 10月末日		10,560	-	9,656	-
2011年 11月末日		9,383	-	8,672	-
2011年 12月末日		9,014	-	8,519	-
2012年 1月末日		9,748	-	9,320	-
2012年 2月末日		10,932	-	10,562	-
2012年 3月末日		10,719	-	10,442	-

- (注1) 表中の分配落の数値は、外国税額控除後の場合があります。  
(注2) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。  
(注3) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

## 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間(2005年8月17日～2006年8月31日)	100
第2期計算期間(2006年9月1日～2007年8月31日)	300
第3期計算期間(2007年9月1日～2008年9月1日)	0
第4期計算期間(2008年9月2日～2009年8月31日)	0
第5期計算期間(2009年9月1日～2010年8月31日)	200
第6期計算期間(2010年9月1日～2011年8月31日)	0

第7期中間計算期間(2011年9月1日~2012年2月29日)	-
---------------------------------	---

## 収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(2005年8月17日~2006年8月31日)	31.9
第2期計算期間(2006年9月1日~2007年8月31日)	33.4
第3期計算期間(2007年9月1日~2008年9月1日)	15.0
第4期計算期間(2008年9月2日~2009年8月31日)	30.5
第5期計算期間(2009年9月1日~2010年8月31日)	5.4
第6期計算期間(2010年9月1日~2011年8月31日)	7.7
第7期中間計算期間(2011年9月1日~2012年2月29日)	9.0

(注) 収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

(参考情報)

## 運用実績

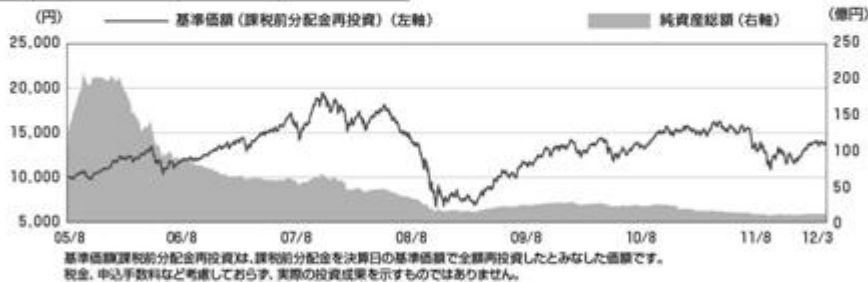
基準日:2012年3月30日現在

## ファンドの運用実績

## Aコース(為替ヘッジあり)

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	12,923円	純資産総額	11.3億円
------	---------	-------	--------



## 分配の推移

決算期	分配金
第2期 2007年 8月	200円
第3期 2008年 9月	0円
第4期 2009年 8月	0円
第5期 2010年 8月	220円
第6期 2011年 8月	280円
設定来累計	700円

## 資産構成比率

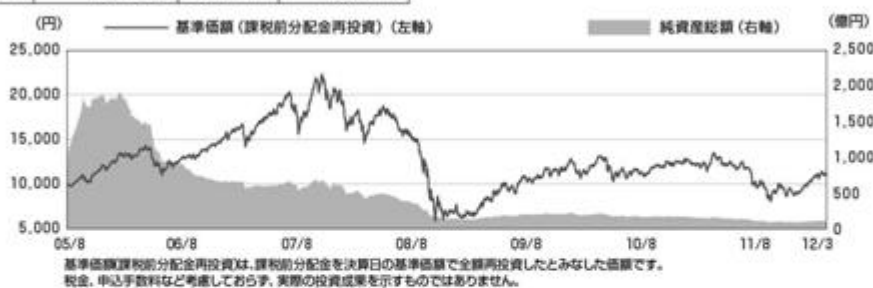
組入資産	比率(%)
マザーファンド	99.6
現金等	0.4
合計	100.0

分配金は1万口当り課税前  
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## Bコース(為替ヘッジなし)

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	10,442円	純資産総額	107.1億円
------	---------	-------	---------



## 分配の推移

決算期	分配金
第2期 2007年 8月	300円
第3期 2008年 9月	0円
第4期 2009年 8月	0円
第5期 2010年 8月	200円
第6期 2011年 8月	0円
設定来累計	600円

## 資産構成比率

組入資産	比率(%)
マザーファンド	100.1
現金等	-0.1
合計	100.0

分配金は1万口当り課税前  
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

基準日：2012年3月30日現在

## ファンドの運用実績

## 主な資産の状況（マザーファンドベース）

※ 組入比率は、全て純資産総額に対する評価額の割合です（小数点第2位を四捨五入）。

## 組入上位10銘柄

（銘柄数：103銘柄）

	銘柄名	セクター	国	組入比率(%)
1	サムスン電子	情報技術	韓国	6.9
2	アメリカ・モバイル	電気通信サービス	メキシコ	3.2
3	中国海洋石油	エネルギー	中国	3.0
4	AIAグループ	金融	中国	3.0
5	台湾セミコンダクター	情報技術	台湾	2.9
6	インベスティメントス・イタウ	金融	ブラジル	2.6
7	KT&G	生活必需品	韓国	2.4
8	ズベルバンク	金融	ロシア	2.4
9	タタ・コンサルタンシー・サービス	情報技術	インド	2.2
10	百度（バイドゥ・ドット・コム）	情報技術	中国	2.2
	組入上位10銘柄計			30.6

同一発行体で種類の異なる株式の比率は合算しています。ADRの価格には、現地の株式の価格や為替レートの変動が反映されます。

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

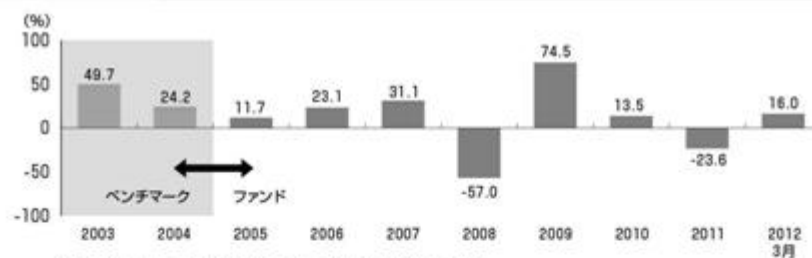
## 国別配分

国	組入比率(%)
中国	23.5
ブラジル	16.4
韓国	12.4
ロシア	9.4
インド	8.4
南アフリカ	5.8
メキシコ	5.4
台湾	4.0
チリ	3.5
インドネシア	1.8
その他の国	7.4
現金その他	2.0
合計	100.0

国別配分は、発行体の国種や事業基盤等を考慮して区分しています。

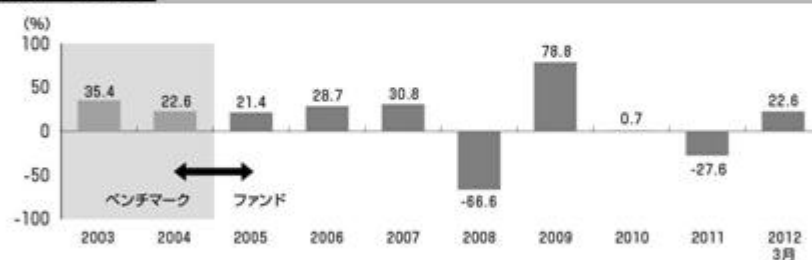
## 年間収益率の推移（暦年ベース）

## Aコース（為替ヘッジあり）



Aコースの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。  
ベンチマーク：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジベース）  
2004年以前はベンチマークの収益率を表示、2005年は信託設定日（8月17日）から年末までの収益率を表示、2012年は3月末までの収益率を示しています。

## Bコース（為替ヘッジなし）



Bコースの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。  
ベンチマーク：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）  
2004年以前はベンチマークの収益率を表示、2005年は信託設定日（8月17日）から年末までの収益率を表示、2012年は3月末までの収益率を示しています。

- ※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ※ ベンチマークデータはあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。
- ※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

**(4) 設定及び解約の実績**

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間 （2005年8月17日～2006年8月31日）	21,875,395,392	14,688,752,567
第2期計算期間 （2006年9月1日～2007年8月31日）	802,991,033	4,420,961,694
第3期計算期間 （2007年9月1日～2008年9月1日）	486,807,915	1,695,060,247
第4期計算期間 （2008年9月2日～2009年8月31日）	169,260,530	435,278,424
第5期計算期間 （2009年9月1日～2010年8月31日）	170,740,585	557,046,034
第6期計算期間 （2010年9月1日～2011年8月31日）	95,334,086	934,256,814
第7期中間計算期間 （2011年9月1日～2012年2月29日）	103,940,761	92,262,523

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間 （2005年8月17日～2006年8月31日）	182,349,962,469	118,692,108,288
第2期計算期間 （2006年9月1日～2007年8月31日）	7,697,540,523	38,106,142,151
第3期計算期間 （2007年9月1日～2008年9月1日）	5,438,041,591	14,838,165,183
第4期計算期間 （2008年9月2日～2009年8月31日）	966,000,807	5,450,775,753
第5期計算期間 （2009年9月1日～2010年8月31日）	571,879,193	4,746,403,266
第6期計算期間 （2010年9月1日～2011年8月31日）	433,010,300	4,295,958,615
第7期中間計算期間 （2011年9月1日～2012年2月29日）	46,785,002	1,022,460,844

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

**第3【ファンドの経理状況】**

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、下記の内容を追加します。

**<追加>**

- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（平成23年9月1日から平成24年2月29日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 1【財務諸表】

&lt;追加&gt;

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）

## (1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第7期中間計算期間末 (平成24年 2月29日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		49,201,396
親投資信託受益証券		1,176,778,568
派生商品評価勘定		102,369
未収入金		11,600,000
未収利息		67
流動資産合計		1,237,682,400
資産合計		1,237,682,400
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		54,248,823
未払解約金		399,794
未払受託者報酬		445,110
未払委託者報酬		10,015,083
その他未払費用		222,500
流動負債合計		65,331,310
負債合計		65,331,310
純資産の部		
元本等		
元本		880,851,999
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )		291,499,091
(分配準備積立金)		190,514,556
元本等合計		1,172,351,090
純資産合計		1,172,351,090
負債純資産合計		1,237,682,400

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第7期中間計算期間 (自平成23年 9月 1日 至平成24年 2月29日)
		金額(円)
営業収益		
受取利息		1,497
有価証券売買等損益		112,682,716
為替差損益		60,703,421
営業収益合計		51,980,792
営業費用		
受託者報酬		445,110
委託者報酬		10,015,083
その他費用		222,500
営業費用合計		10,682,693
営業利益又は営業損失( )		41,298,099
経常利益又は経常損失( )		41,298,099
中間純利益又は中間純損失( )		41,298,099
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う中間純損失金額の分配額( )		5,480,877
期首剰余金又は期首欠損金( )		247,785,591
剰余金増加額又は欠損金減少額		22,306,240
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		22,306,240
剰余金減少額又は欠損金増加額		25,371,716
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		25,371,716
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金( )		291,499,091

## (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)



項目	第7期中間計算期間 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 2月29日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。  (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 追加情報	当期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5. その他	当ファンドの計算期間は、平成23年9月1日から平成24年8月31日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成23年9月1日から平成24年2月29日までとなっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第7期中間計算期間末 (平成24年 2月29日現在)	
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	880,851,999 口
2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3309 円
(10,000口当たり純資産額)	13,309 円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期中間計算期間 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 2月29日)	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	- 円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第7期中間計算期間末 (平成24年 2月29日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	
親投資信託受益証券	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については「(その他の注記)2. デリバティブ取引等関係」に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (重要な後発事象に関する注記)

第7期中間計算期間 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 2月29日)	
該当事項はございません。	

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

第7期中間計算期間末 (平成24年 2月29日現在)	
期首元本額	869,173,761 円
期中追加設定元本額	103,940,761 円
期中一部解約元本額	92,262,523 円

## 2. デリバティブ取引等関係

(単位：円)

区分	種類	第7期中間計算期間末 (平成24年 2月29日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	<b>売建</b>	<b>1,113,853,165</b>	-	<b>1,168,101,988</b>	<b>54,248,823</b>
	米ドル	1,113,853,165	-	1,168,101,988	54,248,823
	<b>買建</b>	<b>25,071,617</b>	-	<b>25,173,986</b>	<b>102,369</b>
	米ドル	25,071,617	-	25,173,986	102,369
	合計	1,138,924,782	-	1,193,275,974	54,146,454

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。  
計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

## アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）

## (1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第7期中間計算期間末 (平成24年 2月29日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		95,661,198
親投資信託受益証券		10,937,852,436
未収入金		15,000,000
未収利息		131
流動資産合計		11,048,513,765
資産合計		11,048,513,765
負債の部		
流動負債		
未払解約金		18,324,690
未払受託者報酬		4,097,976
未払委託者報酬		92,204,457
その他未払費用		1,122,006
流動負債合計		115,749,129
負債合計		115,749,129
純資産の部		
元本等		
元本		10,351,205,785
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )		581,558,851
(分配準備積立金)		3,980,706,165
元本等合計		10,932,764,636
純資産合計		10,932,764,636
負債純資産合計		11,048,513,765

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第7期中間計算期間 (自平成23年 9月 1日 至平成24年 2月29日)
		金額(円)
営業収益		
受取利息		11,709
有価証券売買等損益		922,669,888
営業収益合計		922,681,597
営業費用		
受託者報酬		4,097,976
委託者報酬		92,204,457
その他費用		1,122,006
営業費用合計		97,424,439
営業利益又は営業損失( )		825,257,158
経常利益又は経常損失( )		825,257,158
中間純利益又は中間純損失( )		825,257,158
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う中間純損失金額の分配額( )		75,165,146
期首剰余金又は期首欠損金( )		350,848,543
剰余金増加額又は欠損金減少額		36,072,353
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		36,072,353
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,087,263
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		4,087,263
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金( )		581,558,851

## (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (自平成23年 9月 1日 至平成24年 2月29日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。

2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 追加情報	当期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5. その他	当ファンドの計算期間は、平成23年9月1日から平成24年8月31日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成23年9月1日から平成24年2月29日までとなっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第7期中間計算期間末 (平成24年 2月29日現在)	
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	10,351,205,785 口
2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0562 円
(10,000口当たり純資産額)	10,562 円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期中間計算期間 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 2月29日)	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から弁済している額	- 円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第7期中間計算期間末 (平成24年 2月29日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (重要な後発事象に関する注記)

第7期中間計算期間 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 2月29日)	
該当事項はございません。	

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

第7期中間計算期間末 (平成24年 2月29日現在)	
期首元本額	11,326,881,627 円
期中追加設定元本額	46,785,002 円
期中一部解約元本額	1,022,460,844 円

## 2. デリバティブ取引等関係

第7期中間計算期間末 (平成24年 2月29日現在)

該当事項はございません。

## 参考

「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 A コース（為替ヘッジあり）」及び「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 B コース（為替ヘッジなし）」は「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

### (1) 貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	（平成24年 2月 29日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	218,323,011
コール・ローン	2,952,820
株式	12,293,465,537
派生商品評価勘定	758,467
未収入金	188,564,111
未収配当金	25,011,048
未収利息	4
流動資産合計	12,729,074,998
資産合計	12,729,074,998
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	855,238
未払金	279,461,025
未払解約金	26,900,000
流動負債合計	307,216,263
負債合計	307,216,263
純資産の部	
元本等	
元本	10,102,339,257
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,319,519,478
元本等合計	12,421,858,735
純資産合計	12,421,858,735
負債純資産合計	12,729,074,998

### (2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 2月29日）
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>（1）株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>（2）外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>（1）受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>（2）有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>

### （その他の注記）

（平成24年 2月29日現在）

1. 元本の移動
----------

期首	平成23年9月1日	
期首元本額	10,989,499,628 円	
平成23年9月1日より平成24年2月29日までの期中追加設定元本額	325,085,813 円	
平成23年9月1日より平成24年2月29日までの期中一部解約元本額	1,212,246,184 円	
期末元本額	10,102,339,257 円	
期末元本額の内訳*		
アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信B(為替ヘッジなし)VA (適格機関投資家専用)	249,841,692 円	
アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)	957,041,777 円	
アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)	8,895,455,788 円	
2.平成24年2月29日における1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額	1.2296 円	
(10,000口当たり純資産額)	12,296 円)	

(注) \*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を、以下の内容に更新します。

## &lt;更新後&gt;

## 純資産額計算書

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）

平成24年3月30日現在

資産総額	1,144,077,572 円
負債総額	13,815,702 円
純資産総額（ - ）	1,130,261,870 円
発行済数量	874,598,041 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2923 円

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）

平成24年3月30日現在

資産総額	10,745,644,726 円
負債総額	26,632,379 円
純資産総額（ - ）	10,719,012,347 円
発行済数量	10,265,363,262 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0442 円

（参考）アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド

平成24年3月30日現在

資産総額	12,527,452,648 円
負債総額	275,289,483 円
純資産総額（ - ）	12,252,163,165 円
発行済数量	10,063,579,474 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2175 円

**第三部【委託会社等の情報】**

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部分が訂正部分を示します。

**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****<訂正前>**

## (1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。(平成23年10月末現在)

(省略)

## (2) (省略)

**<訂正後>**

## (1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。(平成24年3月末現在)

(省略)

## (2) (省略)

**2【事業の内容及び営業の概況】****<訂正前>**

(省略)

委託会社の運用する証券投資信託は平成23年10月末現在次のとおりです(ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	92本	739,995百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	1本	30,496百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	93本	770,491百万円

**<訂正後>**

(省略)

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年3月末現在次のとおりです(ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	88本	802,815百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	1本	30,838百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	89本	833,653百万円



### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の内容に更新し、末尾に第16期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表を追加します。

#### <更新後>

#### 1. 財務諸表

当社の財務諸表は、第14期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しており、また第15期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）及び第15期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

#### 2. 中間財務諸表

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

#### <追加>

#### (1) 中間貸借対照表

科目	期別	注記番号	第16期 中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
			金額	
			千円	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金				1,255,340
未収入金				8,077,011
未収委託者報酬				319,449
未収運用受託報酬				1,483,750
繰延税金資産				316,312
その他				198,290
	流動資産合計			11,650,152
固定資産				
有形固定資産				
建物		*1		943,117
器具備品		*1		293,152
無形固定資産				6,044
投資その他の資産				
投資有価証券				964,534
長期差入保証金				1,149,043
繰延税金資産				315,490
その他				70,498
	固定資産合計			3,741,878
資産合計				15,392,030
(負債の部)				
流動負債				
未払金				
未払手数料				62,477
その他未払金				5,410,813
未払費用				378,023
未払法人税等				437,429
賞与引当金				218,206
役員賞与引当金				53,147
その他				45,980
	流動負債合計	*2		6,606,075
固定負債				
退職給付引当金				237,564
長期未払金				54,470
	固定負債合計			292,034

負債合計	6,898,109
(純資産の部)	
株主資本	
1.資本金	130,000
2.利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,266,929
利益剰余金合計	8,266,929
株主資本合計	8,396,929
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	96,992
評価・換算差額等合計	96,992
純資産合計	8,493,921
負債・純資産合計	15,392,030

## (2)中間損益計算書

科目	期別	注記 番号	第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)
			金額
			千円
営業収益			
委託者報酬			1,193,086
運用受託報酬			1,692,679
その他営業収益			1,264,095
営業収益計			4,149,860
営業費用及び一般管理費			
営業費用			
支払手数料			366,350
その他			338,672
一般管理費		*1	2,860,051
営業費用及び一般管理費計			3,565,073
営業利益			584,787
営業外収益		*2	9,991
営業外費用			-
経常利益			594,778
税引前中間純利益			594,778
法人税、住民税及び事業税			423,474
法人税等調整額			135,331
法人税等合計			288,143
中間純利益			306,635

## (3)中間株主資本等変動計算書

株主資本 資本金	第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)
	千円
当期首残高	130,000
当中間期変動額	-
当中間期末残高	130,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	7,960,294
当中間期変動額	
中間純利益	306,635
当中間期変動額合計	306,635
当中間期末残高	8,266,929
利益剰余金合計	
当期首残高	7,960,294
当中間期変動額	
中間純利益	306,635
当中間期変動額合計	306,635
当中間期末残高	8,266,929
株主資本合計	
当期首残高	8,090,294
当中間期変動額	
中間純利益	306,635

	当中間期変動額合計	306,635
	当中間期末残高	8,396,929
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	128,616
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	31,624
	当中間期変動額合計	31,624
	当中間期末残高	96,992
評価・換算差額等合計		
	当期首残高	128,616
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	31,624
	当中間期変動額合計	31,624
	当中間期末残高	96,992
純資産合計		
	当期首残高	8,218,910
	当中間期変動額	
	中間純利益	306,635
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	31,624
	当中間期変動額合計	275,011
	当中間期末残高	8,493,921

### 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物 10年 器具備品 3～8年  (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。  (3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金...一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間期の計上額はありません。  (2)賞与引当金...従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。  (3)役員賞与引当金...役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。  (4)退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理...税抜方式を採用しております。

### 注記事項

#### （中間貸借対照表関係）

	第16期 中間会計期間末 （平成23年9月30日 現在）
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	298,232 千円
器具備品	241,019 千円

\*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

### （中間損益計算書関係）

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)	
*1 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	91,807 千円
無形固定資産	398 千円
*2 営業外収益において、主要なものは以下のとおりであります。	
受取配当金	2,435 千円
法人税および消費税還付加算金	6,766 千円

### （中間株主資本等変動計算書関係）

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

### （リース取引関係）

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)		
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		
	1年以内	1,209,802 千円
	1年超	1,411,435 千円
	合計	2,621,237 千円

### （資産除去債務関係）

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)	
当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。	
資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。	

### （金融商品関係）

第16期 中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

金融商品の時価に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,255,340	1,255,340	-
未収入金	8,077,011	8,077,011	-
未収委託者報酬	319,449	319,449	-
未収運用受託報酬	1,483,750	1,483,750	-
投資有価証券	964,534	964,534	-
長期差入保証金(*1)	1,149,043	985,687	163,356
資産計	13,249,127	13,085,771	163,356
未払手数料	62,477	62,477	-
その他未払金	5,410,813	5,410,813	-
未払法人税等	437,429	437,429	-
負債計	5,910,719	5,910,719	-

(\*1) 中間貸借対照表価額との差額は、敷金が返還されない部分に関する未償却額です。

(注1) 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

## (2) 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

## (3) 長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (有価証券関係)

第16期 中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

## その他有価証券

（単位：千円）

種 類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他			
投資信託受益証券	964,534	801,000	163,534
小計	964,534	801,000	163,534
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他			
投資信託受益証券	-	-	-
小計	-	-	-
合計	964,534	801,000	163,534

## (ストック・オプション等関係)

第16期 中間会計期間

(自平成23年4月 1日

至平成23年9月30日)

## 1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名

一般管理費

9,576 千円

## 2. スtock・オプション等の内容

当社は親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。

## (セグメント情報等)

[セグメント情報]

第16期 中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第16期 中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,193,086	1,692,679	1,264,095	4,149,860

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

（単位：千円）

日本	米国	アイルランド	合計
3,163,964	1,248,004	7,892	4,149,860

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1,248,004	投信投資顧問業
----------------------	-----------	---------

**(1株当たり情報)**

項 目	第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	3,266,892 円 76 銭
1株当たり中間純利益	117,936 円 39 銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載していません。	

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)
中間純利益(千円)	306,635
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	306,635
期中平均株式数(株)	2,600

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。

## 5【その他】

### <訂正前>

(1) 定款の変更等

該当事項はありません。

（省略）

(2) （省略）

### <訂正後>

(1) 定款の変更等

平成24年3月1日付で、定款について次の変更を行いました。

・株主総会及び取締役会の招集権者を社長から会長に変更し、併せて所要の変更を行いました。

（省略）

(2) （省略）

## 第2【その他の関係法人の概況】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部分が訂正部分を示します。

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### ＜訂正前＞

#### (1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社  
資本金の額：324,279百万円（平成23年3月末現在）  
事業の内容：（省略）

#### ＜再信託受託会社＞

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
資本金：10,000百万円（平成23年3月末現在）  
事業の内容：（省略）

#### (2) 販売会社

名 称：野村證券株式会社  
資本金の額：10,000百万円（平成23年9月末現在）  
事業の内容：（省略）

#### (3) 投資顧問会社（Aコースおよびマザーファンドの投資顧問会社）

名 称	資本金の額 (平成22年12月末現在)	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	43億68百万米ドル（約3,560億円） 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=81.49円（平成22年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資顧問会社として、有価証券に関する投資一任業務、投資助言業務およびその他付帯する業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド（約24億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド=126.48円（平成22年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約8億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル=83.13円（平成22年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル（約8億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル=10.47円（平成22年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

#### ＜訂正後＞

#### (1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社  
資本金の額：324,279百万円（平成23年9月末現在）  
事業の内容：（省略）

#### ＜再信託受託会社＞

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
資本金：10,000百万円（平成23年9月末現在）  
事業の内容：（省略）

#### (2) 販売会社

名 称：野村證券株式会社  
資本金の額：10,000百万円（平成24年3月末現在）  
事業の内容：（省略）

#### (3) 投資顧問会社（Aコースおよびマザーファンドの投資顧問会社）

名 称	資本金の額 (平成23年12月末現在)	事業の内容



アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	39億67百万米ドル(約3,084億円) 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=77.74円(平成23年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	投資顧問会社として、有価証券に関する投資一任業務、投資助言業務およびその他付帯する業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド(約23億円) 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド=119.81円(平成23年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル(約7億円) オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル=79.12円(平成23年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル(約8億円) 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル=10.00円(平成23年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年4月27日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）の平成23年9月1日から平成24年2月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）の平成24年2月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年9月1日から平成24年2月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[Bコース（為替ヘッジなし）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年4月27日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 櫻井 雄一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）の平成23年9月1日から平成24年2月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）の平成24年2月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年9月1日から平成24年2月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 6月20日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 真美  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月16日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 加藤 真美

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 真美  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。